平成22年度個人住民税（市・都民税）の税制改正

問合せ課税課市民税係☎551・1610

一、住宅税制【住民税の住宅ローン控除の市への申告が原則不要になりました】

平成11年から18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除額を引ききれなかった方は、住民税から控除することができます。

平成20、21年度の住民税からの控除には、市役所へ本人による申告が必要でしたが、平成22年度からは市への申告は原則不要となり、会社で行なう年末調整や税務署で行なう確定申告で対応できることになりました。該当される方は年末調整や確定申告の際に、必要書類を会社や税務署へ提出してください。

【平成21年中に入居された方はご注意ください】

税制改正により、平成21年から25年中に入居された方にも住民税の住宅ローン控除が適用されることになりました。

所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除額を引ききれなかった方が対象ですので、初年度は税務署で確定申告の必要があります。

翌年度からは年末調整等で対応できます。

二、寄附金税制【寄附金税額控除の対象範囲が拡大されました】

改正前は、市・都民税の寄附金控除の対象は、ふるさと納税と共同募金会（主たる事務所を都内に有するものに限る）、日本赤十字社（都内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る）への寄附金に限られていましたが、改正後はこれらに加えて、所得税で控除の対象になっている寄附金のうち、東京都及び福生市で指定した寄附金も控除の対象になりました。

ただし、政党等に対する政治活動に関する寄附金は控除の対象になりません。

福生市が条例及び規則で指定する寄附金は、所得税の寄附金控除の対象であり、市内に事務所または事業所を有する法人または団体に対するものです。

また、地方公共団体によって指定する寄附金の範囲が異なるため、平成22年1月1日時点で住所地が福生市以外の方は、各市区町村でご確認ください。

三、金融税制【配当所得及び譲渡所得の特例措置が変わります】

配当所得及び譲渡所得に係る税率の特例措置で、平成21年、22年に得た所得の一部（配当所得100万円以下・譲渡所得500万円以下の部分）については10%の軽減税率を適用し、それを越える部分については、本則税率20%が適用されることになっていました。

この特例措置が見直されたことで、平成21年から23年の3年間に得た配当・譲渡所得は、金額に関係なく軽減税率10%が適用されることになります。

【上場株式等の譲渡損と配当の間で損益通算ができるようになりました】

上場株式等の譲渡損と上場株式等の配当との間の損益通算の仕組みを導入し、平成21年分以降の所得税及び平成22年度分以降の住民税に適用します。

四、土地税制【長期譲渡所得の課税軽減措置が延長されます】

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率が、5年間延期になりました。

優良住宅地等のための譲渡に該当する長期譲渡所得のある場合は、所得金額の2,000万円以下の部分には軽減税率4%が適用され、それを超える部分には5%の税率が適用されます。

【長期譲渡所得に係る特別控除が創設されました】

平成21、22年の2年間に取得する土地等を5年を越えて所有したうえで譲渡した場合、その譲渡所得から1,000万円を控除する措置が講じられることになりました。

入札結果のお知らせ

工事件名　市営競技場整備工事
入札日　平成21年10月27日
入札方法　制限付一般競争入札
契約日　平成21年11月5日
入札参加者数　13者
落札事業者　日本フィールドシステム株式会社関東支店
落札金額　7,507万5,000円（税込）
予定価格　1億938万5,850円（税込）

※市では、ホームページ上で入札結果について公表しています。市役所第一棟5階契約係窓口では、入札参加事業者名、入札価格等の詳細を閲覧できます。なお、電話等による問い合わせには応じておりません。

問合せ　契約管財課契約係

公的個人認証サービスの一時停止について

システム更改に伴い、次のサービスが一時停止となります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

サービス一時停止の日程

【12月26日(土)及び28日(月)】公的個人認証（電子証明書）の発行・失効サービスの停止

【12月26日(土)～平成22年1月3日(日)】電子証明書オンライン失効（パソコン等からサービスの利用ができません。）

【12月26日(土)及び平成22年1月1日(祝)】オンラインによる有効性確認及び官職証明書検証サービス

問合せ　総合窓口課☎551・1595

市役所パートタイマー募集

職種と募集人員　一般事務若干名

勤務日・時間　原則として、毎週月～金曜日午前9時～午後4時

賃金　福生市パートタイマー雇用規程による

受験資格　市内在住で簡単なパソコン操作のできる方

試験の方法　面接（日時未定）

※合格者は、1年間市役所のパートタイマーとして登録され、必要に応じて（毎月勤務があるとは限りません。）それぞれの職場に勤務していただきます。（登録が更新される場合があります。）

申込み　12月16日(水)～25日(金)（20日(日)・23日(祝)を除く）の間に、本人が履歴書（写真貼付）を持参のうえ、直接、市役所第一棟5階職員課人事係へ。

問合せ　職員課人事係☎551・1589

交通ルールを守りましょう～スクールゾーン～

▼通行禁止時間帯に侵入する車が増えています

スクールゾーンとは通学路指定区域のことで、主に幼稚園や小学校の周辺に設置されています。この区域では、児童が登下校する時間帯は車両の乗り入れが禁止となっています。

子どもの安全を守るために、ドライバーの方は普段走行している道路にスクールゾーンが無いか確認し、交通ルールを守るようお願いします。

問合せ　安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691

12月の納税

12月は固定資産税（第3期）、国民健康保険税（第6期）、介護保険料（第6期）の納期です。12月28日(月)までに納めてください。

口座振替は12月28日(月)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

※後期高齢者医療保険料（第6期）の納期は平成22年1月4日(月)です。口座振替日は同日です。

※納期を過ぎると延滞金（年14・6%）が課されます。

問合せ　収納課☎551・1578

11月の横田基地飛行回数

問合せ　環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	平成21年11月	前年同月比	平成21年11月	前年同月比
飛行総数	742	−20	251	−41
昼間（午前7時～午後7時）	514	−34	170	−30
夕刻（午後7時～10時）	180	−22	78	−13
夜間（午後10時～午前7時）	48	36	3	2
最高音圧レベル（デシベル）	115	1	97	−11

平成22年1月の無料相談

問合せ　秘書広報課広報広聴係☎551・1568※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	19日(火)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	7日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	12日(火)			
法律相談	8日(金)・13日(水)・20日(水)・27日(水)			予約制、先着6人（1人30分）※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	21日(木)			予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都都民の声課☎03・5320・7733へ。
税務相談	28日(木)			予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
少年相談	15日(金)	午前9時～午後4時30分		予約制、秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター☎042・642・1677へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係☎551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター（子ども応援館1階）	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎539・2555
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	地域振興課☎551・1699
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会☎552・2121
金融相談	14日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会☎551・2927※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談　市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談（☎551・1511市役所代表）、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談（☎552・2121福祉センター）、教育相談（直通☎551・7700）

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

♥助産師と話そう（申込み不要）

地域の助産師による無料の相談会です。

日時　平成22年1月8日(金)午前10時～正午
場所　保健センター
対象　妊産婦・子育て中の母子（0歳児～可）・祖父母など※『助産師からの10分間話』1月のテーマは「卒乳について」です。
主催　西多摩助産師会
問合せ　森田助産院☎551・0323

次回の「安全安心まちづくり市民ひろば」の開催について　市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。興味のある方は、ぜひお越しください。
日時　12月18日(金)午後7時～9時　場所　わかたけ会館2階集会室　問合せ　安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691